

明大闘争の意義と方針

一九六七の十・八羽田闘争は、六〇年安保闘争以降の停滞と分裂を繰り返して来た「平和と民主」に基づく体制内の運動を否定する新左翼運動に一つの大きな転換と以降の運動の高揚をもたらした。

十・八、十一・二、佐世保、王子、三里塚さらには十・二闘争と実力闘争を展開して来た新左翼運動の大家基盤への拡大と、六〇年以降の思想状況——擬制への問いかけ——を止揚し、物質化するものとして昨年来の全共闘運動が展開されて来た。

また、全共闘運動としての学園闘争は、一連の学費値上げ反対闘争が全社会的展開を持ちつつも自己完結的な個別改良闘争として終焉した闘争を止揚する闘いとして登場した。

東大、日大、京大を頂点とする全共闘運動としての学園闘争は、六〇年以降の日本資本主義の帝國主義段階への突入と、それに規定された全社会的再編整備の二環としての大学再編に対する闘いとしてあった。

六〇年以降、日本資本主義はベトナム特需

をテコとして、朝鮮特需による量的発展をさらに産業の電化学工業化へと質を高めて行く。

この下部構造の変化に規定されて全社会的再編が政府ブルジョアジーの手によって追求される。教育政策の面では、五三年の池田・ロバートソン会談以降、教育再編が遂行され、池田首相による高度経済成長政策——所得倍増計画——に基づいてこの「人づくり政策」「人的能力開発政策」が推進されて来た。

この再編は、教育課程と教育管理体系の両面において小学校、中学校、高等学校として大学と段階的に実施されて来た。教育課程の面では学習指導要領の改訂、教科書法、道徳教育の復活と義務化、国語指導・母が代唱の強制化等を通して、又教育管

理体系の面では新教育委員会法、勤務評定、公務員の政治活動制限に関する人事院規則、大学設置基準法、大学運営臨時措置法、あるいは文部省規則、文部省通達等を媒介として再編が進行している。

支配秩序の破壊を 個と総体を有機的に連関させよ

史学地理学共闘会云議

東大闘争、日大闘争は、過去二貫して支配者たるべき人間を養成し、体制イデオロギの再生産を最先端にたって担って来た東大、日本資本主義の最も必要とする中堅技術労働者の再生産機構の代表としての日大が学園の

白田、大学の自治という幻想のペールにつつまれたまま、人間性を抹殺し続けていることに対する否定の闘いとしてあった。

闘争を頂点とする全共闘学園闘争が国家権力の直接的、暴力的介入とそれに基づくところの大学当局のなり振りかまわぬ収拾策動あるいは自主的ボーズによって圧殺されようとしている現在、さらなる

闘いの質的発展が要求されている。その質とは、体制イデオロギーに対する闘いを展開する兵に、明確な権力関係の把握の下に個別権力と国家権力へ接近するものでなければならぬ。言い換えるならば、今後の個別学園闘争は、体制矛盾を露徹するところの幻想イデオロギーと学内支配秩序に対する闘いとして展開されねばならない。

史学地理学共闘会云議

権的に集約するものとして、全共闘が提出されて来た。

内容的には「資本の拡大——理チーム——学園の細分化——産業構造の分化に見合った形での——が歴史的でない自己主体的な追求されて行く。そして、学生は資本の要求に見合った形での技術労働者、専らに生産去勢されたロボット、あるいは管理職的人間として加工、養成される。

この再編は、教育課程と教育管理体系の両面において小学校、中学校、高等学校として大学と段階的に実施されて来た。教育課程の面では学習指導要領の改訂、教科書法、道徳教育の復活と義務化、国語指導・母が代唱の強制化等を通して、又教育管

理体系の面では新教育委員会法、勤務評定、公務員の政治活動制限に関する人事院規則、大学設置基準法、大学運営臨時措置法、あるいは文部省規則、文部省通達等を媒介として再編が進行している。

現在の闘いはその闘いを求闘闘争として保障するところの組織——教職員、助手、院生、学生の統一組織——の結成が最急に要請されている。

全共闘運動に「体制」参加して行くこととする学生は、個から総体へのかかわりあいを権力関係の中に設定するものによって、個と総体を有機的に連関させ、政府闘争と階級闘争をも露徹する闘いを組まなければならぬ。

そこに、明大闘争に課せられた任務があることとなる。

大場 泰則
(一部文学部三年)